

貝塚市	質問	回答
補助対象者について		
1	令和8年3月以前に幼児用ヘルメットを購入した場合、補助申請の対象になりますか。	令和8年4月1日以降に新品の自転車乗車用ヘルメットを新たに購入した場合は、補助の対象になります。
2	ヘルメット使用者は子どもで、ヘルメット購入者は夫ですが、私(妻)の名前で申請することはできますか。	保護者である夫又は妻が申請をすることができます。ただし、振込先は申請者の名義に限られます。
3	申請時には貝塚市在住でしたが、その後、他市へ引っ越すことになった場合は、補助してもらえますか。	ヘルメット購入日及び補助金の交付申請日に貝塚市に住所を有していれば補助対象です。申請後に転出した場合でも補助対象となります。
4	要綱に規定している「その他当該子どもを現に監護する者で市長が別に定めるもの」とは誰を指しますか。	法律上の親(親権者)や未成年後見人以外で、実態として子どもを養育し、保護している人⇒親戚など:祖父母、叔父・叔母、兄・姉などで、実際に子どもと同居して面倒をみている人です。
ヘルメットについて		
5	令和8年4月1日以降に購入した自転車乗車用ヘルメットが対象とありますが、それ以前に購入したものは補助対象になりませんか。	事業目的の1つに、自転車乗車用ヘルメットの着用の普及の推進を図ることを掲げているため、令和8年3月31日以前に購入したものは補助対象外とします。
6	安全基準を満たす認証マークとは何ですか。	SG、JCF、CE(EN1078)、CPSC、GSなど自転車乗車用ヘルメットの外側などに貼り付けてあるマークのことです。
7	購入したバイク用のヘルメットは、補助対象になりますか。	本事業は自転車乗車用ヘルメットに対する補助であり、バイク用ヘルメットはSGマークなどが付いていても補助対象にはなりません。
8	CEマークがEN1078に限定している理由はなぜですか。	CEマーク適合製品であっても、軽作業帽は耐衝撃性が低く、自転車乗車時における頭部保護の安全基準を満たさない場合があるためです。
9	貝塚市役所でヘルメットの販売はしていますか。	していません。 ヘルメットは市内に所在するサイクルショップ、ホームセンター、市内に事業所を有する事業者が運営するインターネット販売等でご購入ください。
補助金額について		
10	補助金額はいくらですか。	ヘルメット購入費用(税込)とし、上限2,000円を補助します。購入費用(税込)に100円未満の端数があるときは、端数切り捨てます。 例1)購入金額1,980円の場合、1,900円を補助 例2)購入金額3,500円の場合、2,000円を補助
11	購入金額全額がポイント等の使用による場合は補助の対象となりますか。	ポイント等を使用した場合、利用額の差引後の領収金額が補助対象となります。 例1:5,000円のヘルメットを購入し、500円分ポイント利用した場合、領収金額4,500円が購入金額となり、2,000円が補助の対象です。 例2:2,050円のヘルメットを購入し、500円分ポイント利用した場合、領収金額1,550円が購入金額となり、1,500円が補助の対象です(100円未満は切り捨て)。 仮に、購入金額全額がポイント使用による場合は、購入金額が0円となるため、補助対象となりません。
12	ヘルメットは2,000円以上だが、ポイント等を使用し、支払金額が2,000円を下回った場合、補助金額はいくらですか。	ポイント等は補助対象外のため、支払金額(100円未満は切捨て)を補助します。

インターネット購入について		
13	インターネットでヘルメットを購入しました。購入価格に送料や手数料は含めますか。	送料や手数料は含めません。また、領収書の記載金額が送料を含んでいる場合は、内訳が分かる明細書を併せて提出してください。
領収書について		
14	領収書の他確認書類とは何ですか。	購入したヘルメットの税込価格、購入店舗名・所在地、購入日がわかる書類です。領収書以外にも、レシートや購入明細に上記内容がわかる場合はこちらで問題ございません。
15	領収書やレシートなどを紛失した場合はどうすればいいですか。	領収書やレシートなど購入金額がわかるものがなければ申請受付ができません。販売店に説明し、再発行を行なってください。
16	領収書に必要な確認事項の記載がない場合、どうすれば良いですか。	レシート等で必要事項が確認できる場合は、領収書と併せてご提出ください。レシート等で必要事項が確認できない場合は、購入した店舗にお問い合わせください。
17	ヘルメットをネット通販で購入予定。領収書が電子情報でしか確認できない場合(商品と一緒に送られてこなかった場合)、どの様に申請すれば良いですか。	市内に事業所を有する事業者が運営するインターネット販売により購入したヘルメットについては、補助対象となります。申請時、ヘルメット写真の添付と同じように、領収書をスマホ上でスクリーンショットや画像保存等をしていただき、必ず印刷して添付してください。
申請期間について		
18	申請期間はいつですか。	令和8年9月1日(火)午前9時から令和9年3月31日(水)午後5時15分です。ただし、申請期間内であっても、予算額の上限に達し次第、受付終了しますので、お早めに申請ください。
申請方法について		
19	申請方法について教えてください。	窓口又は郵送での手続きになります。ただし、市で郵送料は負担しません。申請者の負担となります。 下記の書類(1)～(3)すべてを添付して申請期間内に申請してください。 (1)領収書の写しその他ヘルメットの購入日、購入金額及び品名並びに販売店の名称及び所在地が確認できる書類 (2)ヘルメットまたは保証書の写真(SGマークなど安全基準認証がみえるように全体を撮影してください) (3)振込口座がわかるもの(通帳、キャッシュカード等の写し) (4)その他市長が必要と認める書類
20	子どもが4人います。申込みは1度に3人分申請できますか。	子ども1人につき1件の申請が必要です。 窓口で申請される場合、申請書兼請求書を3枚記入し、申請していただく必要があります。 領収書の写しその他ヘルメットの購入日、購入金額及び品名並びに販売店の名称及び所在地が確認できる書類、ヘルメットまたは保証書の写真(SGマークなど安全基準認証がみえるように全体を撮影してください)、振込口座がわかるもの(通帳、キャッシュカード等の写し)もそれぞれに添付いただく必要がありますのでご注意ください。
21	申込多数の場合はどうなりますか。	現時点では、予算額を総額600,000円とさせていただいております。予算額の上限に達し次第終了となります。

申請後の流れについて		
22	申請後の流れを教えてください。	申請後、当課で申請内容の確認を行います。 申請内容に誤りがない場合、交付対象者には郵送で交付決定通知書を送付いたします。その後、銀行口座にお振込みいたします。
23	振込時期はいつですか。	交付対象者には交付決定通知書をお送りいたします。その通知書に「振込予定日」を記載しております。
24	補助対象者の拡充はありますか。	現在のところ未定です。
25	来年度の補助申請はありますか。	現在のところ未定です。